

議案第100号

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月13日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例

渋川市介護保険条例（平成18年渋川市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「33,300円」を「27,700円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,700円」とあるのは、「46,300円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,700円」とあるのは、「53,700円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保険料率） 第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（10） （略）</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,700円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,700円」とあるのは、「<u>46,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,700円」とあるのは、「<u>53,700円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（保険料率） 第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（10） （略）</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,300円</u>とする。</p>

低所得者の介護保険料の軽減拡大について

1 概 要

消費税の税率引き上げに伴い、平成27年度から低所得者に対する第1号被保険者の介護保険料軽減措置を実施してきました。

本年10月に予定されている消費税10%への引き上げに伴い、介護保険施行令が改正され、平成31年4月1日から当該軽減措置をさらに拡大することとなりました。

2 介護保険料の負担割合及び保険料額の軽減について

保険料の負担割合の軽減措置を従前の第1段階までから第3段階までに拡大します。

なお、本年度は消費税率の引き上げとなる期間が10月からの6か月間でありませんが、令和2年度については、12か月となるため、更なる軽減措置の拡大が行われる予定です。

(1) 現在の保険料及び負担割合

保険料段階	保険料（※負担割合）	対象者
第1段階	37,000円 → 33,300円 (0.50) (0.45)	○市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 ○市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人

※ 負担割合については、標準段階（第5段階：74,100円）に対しての割合

(2) 改正後の保険料及び負担割合

保険料段階	保険料（負担割合）	対象者
第1段階	37,000円 → 27,700円 (0.50) (0.375)	○市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 ○市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第2段階	48,100円 → 46,300円 (0.65) (0.625)	○市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人（第1段階該当者を除く）
第3段階	55,500円 → 53,700円 (0.75) (0.725)	○市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人

3 保険料軽減措置の対象人数及び影響額の見込みについて

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	合計人数	影響額
特別徴収	3,418人	1,948人	1,623人	6,989人	△25,009千円
普通徴収	482人	67人	45人	594人	△2,149千円
合 計	3,900人	2,015人	1,668人	7,583人	△27,158千円